

(資料4-1) 広域的水道整備計画の策定及び改定状況について

H20年12月31日現在

都道府県名	計画名称	策定年度	目標年度	改定履歴
北海道	石狩東部地域広域的水道整備計画	H16	H42	H6→H16
	石狩西部地域	H13	H47	H3→H13
	空知北部地域	H17	H42	S53→S58→H7→H17
	勝地区	S56	H12	
青森	津軽圏域中央部広域的水道整備計画	H20	H35	S54→H5→H20
	上十三地区	S56	H9	
	八戸圏域	S60	H17	
岩手	中部圏域広域的水道整備計画	S58	H12	
	胆江圏域	H1	H22	
宮城	南部水道圏広域的水道整備計画	S51	H7	
	石巻地方	S54	H12	
山形	置賜地域広域的水道整備計画	S62	H17	S53→S62
	村山・山形	S51	H7	
	最上地域	S55	H17	
	庄内地域	S60	H17	S55→S60
福島	会津地域広域的水道整備計画	S56	H12	
	県北ブロック	S60	H12	
	県南ブロック	H8	H33	S62→H8
	浜通り地域	H4	H17	
茨城	県中央地域広域的水道整備計画	S59	H12	
	鹿行地域	H3	H22	
	県南地域	S53	H12	
	県西地域	S54	H12	
栃木	県央地域広域的水道整備計画	S58	H12	
群馬	県央地域広域的水道整備計画	S52	H7	
	東部地域	S60	H12	
埼玉	埼央広域水道圏広域的水道整備計画	H15	H27	H2→H15
千葉	西部圏域広域的水道整備計画	S55	H7	
	東部圏域	S58	H12	
	南部圏域	H2	H22	
神奈川	東部地域広域的水道整備計画	H12	H27	S55→H12
新潟	新潟地域広域的水道整備計画	S53	H17	
	魚沼地域	S54	H17	
	上越地域	S53	H17	
石川	加賀能登南部地域広域的水道整備計画	H12	H27	S55→S62→H12
福井	南越地域広域的水道整備計画	S57	H17	
山梨	中央地域広域的水道整備計画	H4	H17	
	甲北地域	S55	H12	
	東部地域	H6	H18	H5→H6
長野	上伊那圏域広域的水道整備計画	S55	H12	

H20年12月31日現在

都道府県名	計画名称	策定年度	目標年度	改定履歴
岐 阜	岐阜東部広域的水道整備計画	H 1 7	H 3 9	S62→H6→H17
静 岡	大井川地域広域的水道整備計画	H 6	H 2 5	S53→H6
	遠州地域 //	H 5	H 2 0	S54→H5
愛 知	愛知地域広域的水道整備計画	H 1 8	H 2 7	S55→H1→H11→H17 →H18
三 重	北部広域圏広域的水道整備計画	H'1 9	H 3 0	S62→H4→H9→H19
	西部広域圏 //	H 9	H 3 0	
	南部広域圏 //	S 6 3	H 1 7	S52→S58→S63
滋 賀	湖南水道広域圏に係る広域的水道整備計画	H 7	H 2 2	S52→H7
京 都	京都南部地域広域的水道整備計画	S 6 0	H 1 2	
大 阪	大阪府広域的水道整備計画	H 1 8	H 2 7	S55→H2→H12→H18
兵 庫	南部地域広域的水道整備計画 (瀬戸内東南部地域と淡路地域を統合)	H 1 1	H 2 7	S54 →H11 H1
奈 良	奈良県北部地域広域的水道整備計画	H 1 2	H 4 1	S58→H12
島 根	東部地域広域的水道整備計画	H 4	H 2 5	
	中部地域 //	S 5 4	H 1 2	
岡 山	岡山県広域的水道整備計画	H 1 7	H 2 7	S60→H3→H14→H16 →H17
広 島	広島圏域広域的水道整備計画	S 5 6	H 7	S52→S56
	備後圏域 //	H 3	H 2 2	S57→H3
山 口	東部圏域広域的水道整備計画 (光ブロック) // (柳井・大島ブロック)	H 2 S 6 0	H 2 2 H 2 2	
	山口・小郡地域 //	S 5 3	H 7	
香 川	香川県広域的水道整備計画	H 1 0	H 2 2	S55→H10
愛 媛	松山市外2市5町広域的水道整備計画	H 5	H 2 2	
	宇和島市外1市8町 //	S 5 4	H 1 2	S53→S54
福 岡	福岡地域広域的水道整備計画	H 1 8	H 2 2	S55→H9→H18
	筑後地域 //	H 1 4	H 3 2	S57→H14
	田川地域 //	H 2	H 1 7	
	京築地域 //	H 2	H 1 7	
佐 賀	丘域的水道整備計画(佐賀東部水道広域圏)	S 5 1	H 7	
	佐賀西部地域広域的水道整備計画	H 1 4	H 2 8	S60→H14
長 崎	長崎県南部広域的水道整備計画	H 1 1	H 2 7	
熊 本	環不知火海圏域広域的水道整備計画	H 9	H 2 5	

(36道府県、71地域で策定)

■ ■ ■ ■ ■ : 目標年度に到達又は超過した計画 (23道県、39地域)

(資料4－2) 水道整備基本構想の策定及び改定状況について

H20年12月31日現在

都道府県名	構想名称	策定年度	目標年度	改定履歴
北海道	道央地域水道整備基本構想	S61	H23	S53→S61
	道東地域	S54	H13	
	道北地域	S55	H13	
	道南地域	S56	H13	
青森	青森県水道整備基本構想	H13	H35	S53→S54→S56→H13
岩手	岩手県水道整備基本構想	H13	H32	S57→S63→H13
宮城	南部水道広域圏	S51	H7	
	北部水道広域圏(石巻ブロック)	S55	H12	
☆秋田	秋田県水道整備基本構想	H20	H32	H4→H20
☆山形	水道整備基本構想	S53	H17	
☆福島	福島県水道整備基本構想	H17	H31	S52→S56→H5→H17
茨城	茨城県水道整備基本構想21	H13	H32	
栃木	栃木県水道整備基本構想	S58	H12	
群馬	群馬県水道整備基本構想	S52	H7	
埼玉	埼玉県水道整備基本構想	H15	H35	S51→S61→H15
千葉	広域的整備基本構想	S52	H17	
神奈川	神奈川県水道整備基本構想	H12	H27	S55→H12
新潟	新潟県水道整備基本構想	S52	H17	
富山	富山県水道整備基本構想	S57	H12	
石川	石川県水道整備基本構想	H12	H27	S54→S62→H12
福井	福井県水道整備基本構想	S55	H17	
山梨	山梨県水道整備基本構想	S54	H12	
長野	長野県水道整備基本構想	S54		
岐阜	岐阜県水道整備基本構想	H18	H39	S55→H4→H18
静岡	静岡県水道整備基本構想	S52	H7	
愛知	愛知県水道整備基本構想	H18	H32	S55→H1→H11→H18
三重	三重県水道整備基本構想	H4	H22	S52→S59→H4
滋賀	滋賀県水道整備基本構想	H7	H27	S51→H7
京都	京都府水道整備基本構想	S55	H12	
大阪	大阪府水道整備基本構想	H2	H25	S54→H2
兵庫	兵庫県水道整備基本構想	H11	H27	S53→H11
奈良	奈良県水道整備基本構想	H12	H41	S58→H12
和歌山	和歌山県水道整備基本構想	S60	H17	
鳥取	鳥取県水道整備基本構想	H2	H22	
島根	島根県水道整備基本構想	H1	H22	S54→H1
岡山	岡山県水道整備基本構想	H14	H37	S60→H7→H14
広島	第2次広島県水道整備基本構想	H13	H32	S52→H13
山口	山口県水道整備基本構想	S60	H17	
徳島	徳島県水道整備基本構想	H13	H27	H2→H13
香川	香川県水道整備基本構想	H10	H28	S55→H10
愛媛	愛媛県水道整備基本構想	H5	H22	S53→H5
高知	高知県水道整備基本構想	H61	H17	

都道府県名	構想名称	策定年度	目標年度	改定履歴
福岡	福岡県水道整備基本構想	H 20	H 20	S53→H2
佐賀	伝統的水道整備計画（佐賀東部水道伝域図）	S 5.1	H 7	
長崎	長崎県水道整備基本構想	H 7	H 27	S59→H7
熊本	熊本県水道整備基本構想	H 9	H 25	S56→H9
宮崎	宮崎県水道整備基本構想	S 5.6	H 12	
沖縄	沖縄県水道整備基本構想	H 3	H 22	S59→H3

■ : 目標年度に到達又は超過した構想

☆ : 都道府県版地域水道ビジョンとして位置づけられているもの（2構想）

都道府県の策定する水道整備基本構想について、現状分析、評価、将来像の設定、目標の設定、実現方策の検討と言った地域水道ビジョンに記載すべき事項を追加し、都道府県の作成する地域水道ビジョンと位置づけられる内容に見直すことが望ましいとされています。（平成20年7月の水道課長通知）

健水発第 0729002 号
平成 20 年 7 月 29 日

各都道府県水道行政主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局水道課長

広域的水道整備計画及び水道整備基本構想について

広域的水道整備計画（以下「計画」という。）及び水道整備基本構想（以下「構想」という。）については、「水道法の一部改正に伴う広域的水道整備計画等の策定について」（昭和53年1月18日 環水第2号各都道府県水道主管部（局）長あて厚生省環境衛生局水道環境部水道整備課長通知）に基づき策定又は改定していただいているところである。

また、「地域水道ビジョンの作成について」（平成17年10月17日 健水発第1017002号各都道府県水道行政主管部（局）長あて厚生労働省健康局水道課長通知）では、各水道事業及び水道用水供給事業（以下「水道事業等」という。）において作成された地域水道ビジョンを踏まえ、水道整備基本構想等の的確な見直し等を行なうよう努めるとともに、必要に応じ、広域的な観点から都道府県が管内の水道事業等を包括した地域水道ビジョンを作成することについても検討いただくよう通知しているところである。

今般、構想については、現状分析、評価、将来像の設定、目標の設定、実現方策の検討といった地域水道ビジョンに記載すべき事項を作成要領に追加して、都道府県の作成する地域水道ビジョンと位置付けられる内容に見直すこととし、計画についても構想の視点を取り入れ検討することが望ましいこととした。

については、計画又は構想を策定又は改定する際に下記事項に留意されたく通知する。

なお、昭和 53 年 1 月 18 日付け環水第 2 号水道整備課長通知「水道法の一部改正に伴う広域的水道整備計画等の策定について」は、本通知をもって廃止する。

記

1 計画策定の手続き等に関する事項

（1） 計画を定めるべき旨の要請（以下「要請」という。）は、水道事業又は水道用水供給事業を経営し、又は経営しようとする地方公共団体が共同して行うものであるが、要請に当たっては、特に次の点に留意するよう指導されたいこと。

ア 要請は、関係地方公共団体が連名して文書により行うものとすること。

イ 要請は、当該地域の自然的・社会的諸条件等からみて一体として水道の整備を図ることが適当と認められる区域を単位としてその区域内のすべての地方公共団体が共同して行うものとすること。

ウ 要請に当たっては、当該地域において水道の広域的な整備を図る必要があることの理由、水道の広域的な整備に関する基本方針、計画の区域に関する事項その他計画策定に

当たっての基本的事項についてできるだけ明らかにするものとすること。

エ 要請に係る区域等計画策定に当たっての基本的事項について変更があつた場合においては、改めて要請を行うものとすること。

(2) 都道府県知事は、要請を受けた場合において必要があると認めるときは、計画を策定するものとすること。この場合、特に次の点に留意されたいこと。

ア 要請が、その区域に関して自然的・社会的諸条件からみて一体であり、かつ、その内容が水源の確保、水道の整備普及の促進その他当該地域の水道の諸課題の解決に資するものであることを確認すること。要請のあった時点又は計画策定の段階においてこれらの点について不適当であることが明らかになった場合は、その旨関係地方公共団体に通知し、内容が適正なものとなるよう指導すること。

イ 計画の内容について関係地方公共団体と協議すること。

なお、関係地方公共団体の協議に対する意思を明らかにするため当該地方公共団体の議会の同意を得ることとするよう指導すること。

ウ 都道府県の議会の同意を得ること。同意は、当該計画の策定に同意する旨の議会の議決を得るものとすること。

エ 都道府県が計画に係る事業の実施主体のひとつとなる場合は、関係地方公共団体の合意に基づいて、適切な役割を分担するものとすること。

(3) 計画は、当該地域の自然的・社会的条件の変化に合わせ適切に見直すべきものであり、5～10年をめどに見直し、修正を行なうことが望ましいこと。

今般、市町村合併が推進されていること、人口や水需要の動向が変化してきていること、水資源の安定性の低下など水循環全体に係る問題が指摘されている状況にあること等を踏まえた適切な計画となるよう特に留意する必要があること。

改定の手続き等については、計画の策定の場合に準じて行うものとすること。

(4) 計画を策定、又は改定しようとするときは、予め当省にその内容を示されたいこと。

なお、その内容等について必要があるときは助言又は勧告を行うこととするものであること。

(5) 計画を策定、又は改定したときは、関係書類を添えて遅滞なく当省に報告されたいこと。また、関係地方公共団体に対しても速やかに通知することとされたいこと。

2 計画の内容等に関する事項

(1) 計画は、水道の広域的な整備に関する基本方針（計画の目標及び期間、計画推進のための基本方針等）、計画の区域に関する事項（計画区域の範囲、計画区域内の水道の現状及び問題点、水需給の見通し等）、根幹的水道施設の配置その他基本的事項（施設整備、維持管理、財政等に関する事項）について定めるものとすること。

- (2) 計画は、3で指示するところにより都道府県知事が策定する水道に関する基本的な構想である「水道整備基本構想」に適合するものであること。ただし、需要の緊急性、供給の制約等の理由で、止むを得ず(4)にいう圏域のうちの一部を除外した区域について計画を策定する必要がある場合には、構想との整合性が保たれたものとすること。
- (3) 計画の目標年次は、当該計画における施設整備に要する期間に合致して決定するものとするが、おおむね10ないし15年後程度とすること。
なお、維持管理、経営に関しては、その実施の可能性を勘案して、別途その目標年次を定めても差支えないこと。
- (4) 計画の目標年次までの需要と供給の見通しが確実なものであること。このさい、20年後までの需要予測を明らかにしておくとともに、将来の長期的な供給の見通しについても概括的な考察を行うこと。
- (5) 計画の内容は、当該計画区域の全域における水の需要と供給の状況を基とし、地形、水源の位置、供給対象の分布並びに水道施設の建設及び維持管理の難易、安全性、確実性及び経済性とともに、区域内の水道事業等の料金の実態、災害時の緊急給水等についても配慮して定めるものとすること。
また、3に示す構想に関する事項の視点も取り入れたうえで、計画内容を定めることが望ましいこと。
- (6) 施設整備に関しては、特に(5)に留意しつつ、適正かつ合理的に施設の規模の決定及び配置を行うこと。
この場合、既存施設との有機的な関連について留意するほか、必要に応じてその廃止統合について配慮すること。
また、水道用水供給事業、水道事業及び簡易水道事業に区分してそれぞれの区分ごとに施設整備の計画の概要と実施スケジュールを明らかにするとともに、その内容が妥当なものとなるよう配慮すること。
- (7) 維持管理に関しては、計画区域全体のすべての水道施設の技術的管理が合理的に行われるよう、必要に応じて中枢的機能を有する管理センター又はその支所の設置、機動力の配置等管理体制の整備について配慮しつつ、施設管理と水質管理に区分して策定すること。
施設管理（給水装置に関する技術的業務を含む。）については、配水量の有効率の目標及びこれを達成するための方策、災害の発生その他緊急時のための応急給水体制及び資材の備蓄等について配慮すること。
また、水質管理については、計画区域内の水道について水道法に定められた水質検査等のほか、原水及び浄水工程の水質の管理並びに水質に係る調査研究も行われるよう必要に応じて共同管理体制又は自己管理体制の整備について配慮すること。

(8) 財政等に関しては、施設整備のうち水道広域化施設について、施設別年次別の事業費及び経常費用の概算並びに給水原価について明らかにした財政計画を立てるものとすること。その際、水道広域化施設が水道用水供給事業に係るものである場合には、関係水道事業の給水原価への影響についても明らかにすること。

また、水道広域化施設の経営形態及び事業主体については、その地域の実情に応じ、適切かつ合理的な建設及び管理運営が行われるよう配慮して決定すること。この場合、市町村の意向を十分に尊重しつつ、水道事業等の経営並びに施設の建設及び維持管理の業務の共同化又は再編成についても配慮すること。

なお、水道事業等の経営の再編成を行う場合にあっては、その方策を明らかにすること。

3 水道整備基本構想に関する事項

当該都道府県の地域の自然的・社会的諸条件に応じた水道の計画的な整備（施設の再構築を含む。）や技術的・財政的基盤の強化により、水需給の均衡、水道の未普及地域の解消、水道水質の安全確保、供給の安定性向上、事業運営の持続その他当該地域の水道の諸問題の解決に資するとともに、広域的な水道整備計画及び管内の水道のあり方に関する方向を明らかにするため、水道事業者等の協力を得ながら、以下の事項に留意して、都道府県内全域の水道に関する基本的な構想を策定するよう配慮されたいこと。

また、構想は地域水道ビジョンとして位置付けられ、公表を前提とすることから、需要者に親しみやすい副題を名付けて差し支えないこと。

なお、この構想は、5～10年をめどに定期的に実施状況を確認するとともに、進歩に課題が生じた場合には、適宜見直しを行われることが望ましいこと。

(1) 構想には、都道府県管内の水道に係る諸条件の概要、圏域の区分、水道の現況及び水需給の見通し、基本的な事業運営のあり方、目標達成のための実現方策、策定又は改定後のフォローアップ体制及びその年次計画等について明らかにすること。

(2) 都道府県全域の水道のあるべき姿について、(4) の各項目に配慮しながら示すこと。

(3) 目標年次は、半世紀先を視野に入れ、おおむね20年後とすること。

(4) 水道事業を適切に運営していくため、地理的・社会的諸条件等の一体性に配慮しつつ、都道府県のすべての地域がいずれかの圏域に含まれるよういくつかの圏域に区分すること。この場合、当該圏域はそれぞれ以下の要件に適合するよう配慮すること。

ア 地勢、水源等の自然的条件に適合した地理的範囲であること。

イ 社会的・経済的条件からみて、住民の生活圏として一体性を有する地理的範囲であること。

ウ 圏域内のすべての水道の施設整備、維持管理、経営等の業務が遂行できる技術的・財政的基盤を備えていること。

エ 圏域はその区域内において水道施設が一体となるような設定に限らず、管理の共同化や危機管理時の広域的な応援体制などでは、都道府県を超えた範囲の設定も考えられること。

オ 既存の圏域区分がある場合には、市町村合併による行政的情勢の変化などを踏まえてその検証を行い、必要に応じて圏域を見直すことが望ましいこと。

(5) 水道の現状と将来の見通しについては、長期的な水道水の需要と供給の見通しを明らかにするとともに、都道府県管内の水道事業者の業務指標などを利用して、事業計画に関する事項、経営に関する事項、維持管理や危機管理に関する事項を基本として、出来る限り定量的な情報を収集整理し、課題を明らかにすること。

また、現行の計画や構想がある場合は、その進捗状況などについても併せて評価すること。

(6) 都道府県管内の水道の基本的な事業運営の目標設定については、(5)で明らかになった現状と課題に留意しつつ、次の視点で取組みの方針や優先順などについて示すこと。

ア 水道の運営基盤を強化するため、施設の一体化、経営の一体化、管理の一体化など多様な形態の広域化、計画的な施設の更新及び財政収支について考慮するとともに、第三者委託やPFIの導入状況も踏まえ、今後の方向性について検討すること。

イ 安心快適な給水の確保に関して、異臭味被害や給水停止に至るような水質事故を防止するための水質管理対策、給水装置が原因となる事故を減少させるための対策などについて考え方を整理すること。

ウ 災害対策等の充実を図るため、地域防災計画との整合を図りつつ、基幹施設の耐震化率の向上や他水道事業者及び他都道府県等との連携による応急給水、応急復旧体制を確立するためになすべき事項を取りまとめるこ。

エ 環境、エネルギー対策に関しては、浄水汚泥の有効利用や省エネルギー、有効率の向上などの項目について、現状の取り組み状況に応じた目標を設定すること。

オ 國際協力等を通じた水道分野の國際貢献に関しては、海外からの研修生の受け入れや開発途上国への技術専門家派遣事業に協力するための職員派遣などの現況に応じて、取り扱いの方向性をまとめること。

(7) 設定した目標を実現するための具体的な方策について、次の項目に留意して取りまとめるこ。

ア 施設整備等に関する事項については、長期的な水道水の需要と供給の均衡をとることを基本として、重複投資のない合理的なものとするため、広域的な視点で施設の統廃合や共同施設の設置など施設の再構築についても配慮すること。

イ 維持管理等に関する事項については、施設及び水質の管理水準の向上のため、管理の一体化など広域的な手法や非常時の相互応援体制などについても考慮すること。

ウ 財政に関する事項については、今後発生する施設更新需要を踏まえた施設整備等の年

次別事業費と経常経費及び給水（用水）原価などへの影響について予測することが望ましいこと。

エ 経営に関する事項については、複数の水道事業者等の経営の一体化や統廃合による事業運営の効率化などの可能性について配慮すること。

(8) この構想の目標を実現するために、関係者の役割分担などを明らかにした実施体制について検討し、明らかにすることが望ましいこと。

(9) 当該地域に係る開発計画等との整合性がとられていること。

「水道広域化検討の手引き」構成と内容

都道府県の水道行政部局や水道事業者等が「地域水道ビジョン」などの各種計画を策定する際、広域化について検討するために利用する案内書

《目次構成》

I 章 総論

水道広域化の沿革、これまでの成果と課題。
新たな水道広域化の考え方や期待される効果を整理。

II 章 水道広域化の検討方法

水道広域化の検討を行う場合の手順を示し、検討に当たって、問題点や課題を把握する現状評価の方法、業務の共同化、経営の一体化、事業統合の検討の視点とその内容を示す。

- 総務関係 ➢ 営業業務関係 ➢ 建設・工務関係 ➢ 災害対策
- 経理関係 ➢ 給水装置関係 ➢ 維持管理関係 ➢ 施設再構築

III 章 水道広域化の検討事例

各業務（営業・管路管理・運転管理・水質管理・緊急用資材融通・施設更新効率化）に係るモデルケースを設定し、以下の事項を例示。

- 具体的な検討手順と計算例
- 検討結果に対する評価例
- 実施に当たっての留意事項

IV 章 水道広域化の導入手順 とフォローアップ

各種業務の共同化の実施体制と手続き、事業統合までの手続きと留意点及び水道広域化導入後の評価や見直し等についての考え方を示す。

参考資料編